

議案第4号

鳥取県文化財保護審議会への諮問について

鳥取県文化財保護審議会への諮問について、別紙のとおり議決を求めます。

平成29年9月6日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

諮 問

鳥取県文化財保護審議会

下記の事項について、鳥取県文化財保護条例第44条の規定により意見を求めます。

平成29年9月6日

鳥取県教育委員会
委員長 中島 諒人

記

- 1 鳥取県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく次の保護文化財の指定について

保護文化財「^{もくぞうふどうみょうおうざぞう}木造不動明王坐像」(大山町)

木造不動明王坐像は、かつては木造阿弥陀如来坐像とともに定行堂に祀られており、現在、大山寺霊宝閣に安置されている。

鎌倉時代の作であり、太い耳輪、両目の間、眉根の立体的な肉の盛り上がり、着衣の柔らかく立体的な表現など、非常に量感と立体感に富んだ造形が特徴的である。像内体部内面には、^{こうあん}弘安八年(1285)に和泉国住人^{ちげつぼうぜんけい}智月房禅慶によって建立されたと記されており、制作年代を特定できる点で貴重である。



2 鳥取県文化財保護条例第19条第1項の規定に基づく次の無形文化財の指定及び同条第2項の規定に基づく無形文化財の保持者の認定について

無形文化財「染織」 保持者・山下 健（鳥取市）

染織とは、布等の繊維製品を生産する技術および工芸である。染織には古来よりさまざまな技法があるが、大きくは色彩や文様をあらわすための「染め」、布に細かい皺をつくったり柄をかすらせる「織り」、刺繍や摺箔などの「装飾」に分けることができる。

保持者として、鳥取市の山下^{やました} 健^{たけし}氏が挙げられる。

山下氏は植物染料や化学染料、多様な機織り技術を駆使して、布質の面でもデザインの面でも高く評価される仕事を続ける染織家である。また、地元青谷町の特産である和紙を使用した紙布の探求を続けている。

高校卒業後、大因州製紙協業組合に入る。このとき染織全般の知識と技術を習得できるよう研修の機会を得、柳宗悦の甥で、当時日本を代表する染織家であった柳悦孝と柳悦博のもとで学んだ。このことが大きな基礎をつくることとなり、その後退社し、染織一筋に作品作りを続けている。

1976年に国展工芸部に初出品以降毎年出品を続けるとともに、精力的に個展も開くなど県内外から高く評価されており、鳥取県を代表する染織家である。



紙布帯地 (2015)



紙布経緋帯地 (2015)

3 鳥取県文化財保護条例第25条第1項の規定に基づく次の無形民俗文化財の指定について

無形民俗文化財「^{みやうち うわなりしんじ}宮内の 嫩神事」(大山町)

嫩神事は、閏年の旧暦9月15日の夜に大山町宮内に鎮座する^{たかすぎ}高杉神社にて行われる。社伝では、^{ゆうりやく}雄略天皇丙辰の年(476年)に郷の人々に不幸が続いて、その時の託宣に2人の^{まつひめのみこと}官女松媛命と^{ちよひめのみこと}千代媛命の^{たまご}靈魂が、本妻の^{くわしひめ}細姫に嫉妬の念を燃やして崇っていると出たため、^{もとの}女神の社殿(本殿・^{なかどの}仲殿・^{うらどの}末殿)を創建して、嫩神事を行ったところ、神慮がやわらぎ、住民が穏やかに暮らせるようになったといい、その神事が現在まで受け継がれている。



神事は、^う氏子中から^{がみ}輪番で選出した「^{しめひき}打ち神」3人が主役を務め、「^{しめひき}杵曳」が神事の補佐を行う。夜11時頃に神社に参集して神事が始まる。打ち神はお祓いを受け、神前に^{ごくう}供えた御供を食べさせると、神霊が憑依するといわれる。その後、^{みずごり}水垢離を行い、神幸行列に護られながら神事場に向かい、「^な投げ杯」「^{さかざき}打杖渡し」の行事を行った後、最後の^{いさ}打ち合い式が行われる。「今宵の神事^{いさ}潔ぎ良し」の言葉と同時に三方から進み出て打ち合わせ、「本殿の勝ち」の宣告で終了となる。その後、御供を参拝者に配布する。これをいただくと無病息災になると言われている。

深夜に提灯と月明かりを頼りに神事が進められること、神と人との共食が行われること、神霊が憑依するという伝承があることが注目され、貴重な無形民俗文化財である。

第 2 章 県指定保護文化財

（指定）

第 4 条 教育委員会は、有形文化財（法第 27 条第 1 項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定保護文化財（以下「県指定保護文化財」という。）に指定することができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しないときは、この限りでない。
- 3 第 1 項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該県指定保護文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。
- 4 第 1 項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。
- 5 第 1 項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該県指定保護文化財の所有権に指定書を交付しなければならない。

第 3 章 県指定無形文化財

（指定）

第 19 条 教育委員会は、無形文化財（法第 71 条第 1 項の規定により重要無形文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定無形文化財（以下「県指定無形文化財」という。）に指定することができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定による指定をするに当たっては、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。
- 3 第 1 項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの（保持団体にあつては、その代表者）に通知してする。
- 4 教育委員会は、第 1 項の規定による指定をした後においても、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。
- 5 前項の規定による追加認定には、第 3 項の規定を準用する

第 4 章 県指定有形民俗文化財及び県指定無形民俗文化財

（指定）

第 25 条 教育委員会は、有形の民俗文化財（法第 78 条第 1 項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定有形民俗文化財（以下「県指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（法第 78 条第 1 項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定無形民俗文化財（以下「県指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

- 2 前項の規定による県指定有形民俗文化財の指定には、第 4 条第 2 項から第 5 項までの規定を準用する。
- 3 第 1 項の規定による県指定無形民俗文化財の指定は、その旨を告示してする。

第 8 章 雑則

(鳥取県文化財保護審議会への諮問)

第 44 条 教育委員会は、第 4 条第 1 項、第 19 条第 1 項、第 25 条第 1 項、第 30 条第 1 項及び第 31 条の 2 第 1 項の規定による指定、第 5 条第 1 項、第 20 条第 1 項、第 26 条第 1 項、第 31 条第 1 項及び第 31 条の 3 第 1 項の規定による指定の解除、第 19 条第 2 項及び第 4 項(第 39 条第 4 項で準用する場合を含む。)並びに第 39 条第 2 項の規定による認定、第 20 条第 2 項及び第 40 条第 2 項の規定による認定の解除、第 29 条第 1 項の規定による選択、第 35 条の 2 第 1 項、第 36 条第 1 項及び第 39 条第 1 項の規定による選定並びに第 35 条の 3 第 1 項、第 37 条第 1 項及び第 40 条第 1 項の規定による選定の解除をしようとするときは、あらかじめ、鳥取県文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。(昭 50 条例 40・追加、平 18 条例 38・一部改正)